

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年8月1日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇（以下「当該団体」という。）から県に支払われた係船料 H26年度から現在まで」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年8月9日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「当該公文書が存在しないため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年8月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年5月19日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類「船舶の係船料」徳島市の船舶を5隻あるのに無いのはおかしい。出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりで

ある。

本件請求において、審査請求人が公開を求めている文書は「当該団体」が県に対し係船料を支払った手続きの文書である。

実施機関は請求に対し、河川法には係船料の規定が存在しないことから、当該公文書は不存在である。

以上により、実施機関は条例第12条第3項の規定により請求を拒否することを決定したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年5月19日	諮問
令和6年12月19日 第2部会（第18回）	審議
令和7年1月27日 第2部会（第19回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「当該団体から県に支払われた係船料H26年度から現在まで」と特定し、本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、当該団体は5隻の船を保有しているにもかかわらず、係船料に関する支払いがないのはおかしいと主張しており、公文書の特定については、争いはないが、特定した公文書の不足を主張していると認められることから、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

審査請求人が主張する係船料とは、一般的に土地に船をつなぎ止める際に要する費用であり、審査請求人の主張の趣旨に鑑みれば河川法上の流水占用料に含まれるものと解される。

当審査会において、当該団体の河川法の規定による土地の占用許可状況を確認したところ、占用料については免除されていることが確認できた。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	